

# 標準報酬制の導入に伴い休業給付、災害給付の算定方法が変わります

平成27年10月1日以降に発生する休業給付金等の算定方法が次のように変わる予定です。  
 詳細が決まりましたら別途お知らせします。

		平成27年9月まで	平成27年10月以降
休業給付	傷病手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25	1日につき 標準報酬の日額×2/3
	出産手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25	1日につき 標準報酬の日額×2/3
	休業手当金	1日につき 給料日額×60/100	1日につき 標準報酬の日額×50/100
	育児休業手当金	1日につき 給料日額×50/100×1.25	1日につき 標準報酬の日額×50/100
	介護休業手当金	1日につき 給料日額×40/100×1.25	1日につき 標準報酬の日額×40/100

※給料日額=給料の1/22の額

		平成27年9月まで	平成27年10月以降
災害給付	弔慰金及び 家族弔慰金	弔慰金: 給料の1月分×1.25 家族弔慰金: 給料の1月分×1.25×70/100	弔慰金: 標準報酬の月額 家族弔慰金: 標準報酬の月額×70/100
	災害見舞金	損害の程度に応じ定められた月数 ×給料の1月分×1.25	損害の程度に応じ定められた月数 ×標準報酬の月額

問合せ先 給付貸付課短期給付係 ☎ 03-5320-6827